

## 旭川市総合戦略検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）第10条に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に向けた検討を行うため、旭川市総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、原則17名以内の学識経験者等及び公募市民をもって構成する。ただし、市長が認める場合、その限りではない。

2 委員の任期は、委員会への出席を依頼した日から、委員会が解散するまでの期間とする。

## (委員会の役割)

第3条 委員会は、総合戦略及び総合戦略を策定するに当たっての本市人口の現状及び将来の見通しについて検討する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員のうちから委員長が指名してこれを定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (委員会等)

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

## (報償)

第6条 委員への謝礼は、委員会1回につき2,000円とし、委員会開催ごとに支払うものとする。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部政策調整課において行う。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年 4月24日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年 6月10日から施行する。